



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
					筒井
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡林

日医発第 2058 号（地域）（健Ⅱ）

令和 7 年 3 月 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 渡辺 弘司

常任理事 濱口 欣也

（公印省略）

令和 6 年度補正予算「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」、「地域連携周産期支援事業（産科施設）」に係る Q&A ついて

令和 6 年度補正予算「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」、「地域連携周産期支援事業（産科施設）」については、令和 7 年 2 月 27 日付日医発第 2016 号（地域）（健Ⅱ）もって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各都道府県行政に対し、別添のとおり、同事業に係る Q&A の連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

同 Q&A は、都道府県行政からの照会を踏まえ作成されたものです。特に No. 7 の A では、「都道府県から国への交付申請の時期については、国から都道府県への内示後であれば都道府県ごとの予算措置の状況に応じて進めていただいて差し支えないが、医療機関への速やかな支給ができるよう、ご協力いただきたい。」と記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、引き続き、貴会管下関係医療機関に対し、周知方及び給付金の支給を受ける意向がある場合には事業計画を提出するようご連絡いただきますようお願い申し上げます。

（参考）

- 「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 2 月 13 日付日医発第 1926 号（地域）（医経）（健Ⅱ））
- 厚生労働省 HP「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51451.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51451.html)

No.	事業略称	実施要綱			都道府県からのご質問	回答
		事業番号	(番号)	アイウ ①②③		
1	0全体	0			本省繰り越しの予定はあるのか。	繰越予定であり、追って正式にお知らせする。
2	0全体	0			予算配分の方法は、医療機関ごとの決定、または都道府県総額の決定か。	事業ごとに、都道府県ごとの内示を予定している。
3	0全体	0			令和6年度補正予算を令和7年度に繰り越す場合の事業実施要綱、意向調査の扱い如何。	意向調査については令和7年度に繰り越す場合も今回の期限までに提出いただきたい。令和7年度事業の実施要綱については追ってお知らせする。
4	0全体	0			第2回目の事業計画提出の機会があるのか。	現時点で予定していない。
5	0全体	0			各事業の留意事項に「本事業においては、下記の補助金の交付をうける分娩取扱施設については交付の対象外とする」として記載のある他事業と、本補正予算の事業の事業年度の扱いはどう考えるか。	(訂正前) 本補正予算を令和7年度に繰り越す場合には、令和7年度の、留意事項に記載のある他事業と重複した交付を不可とする。  (訂正後) 本補正予算を令和7年度に繰り越した場合においても、留意事項において記載のある他事業はいずれも、令和6年度の当該事業と、本事業の重複した交付を不可とすることを意味する。 大変恐縮ですが訂正致します。
6	0全体	0			国の交付決定後に、国の意向調査において申請していない施設を対象に加えることは可能か。	不可。意向調査にて十分確認いただきたい。
7	0全体	0			都道府県から国への交付申請時期は決まっているか。	都道府県から国への交付申請の時期については、国から都道府県への内示後であれば都道府県ごとの予算措置の状況に応じて進めていただけて差し支えないが、医療機関への速やかな支給ができるよう、ご協力いただきたい。
8	0全体	0			設置基準の項に「各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。」とある事業について、その具体的な内容如何。	医療計画における周産期医療体制の整備に関する方針の記載や、各施設の役割分担等の内容と齟齬がないことを都道府県で確認いただくことを想定している。一律で医療審議会等や周産期医療協議会での協議を求めものではない。
9	4分娩・小児	4	3	ア	「分娩取扱件数」に用いるデータは如何。また、多胎や死産はどのように扱うか。	医療機関からの報告数を用いて差し支えない。 なお、多胎は児の数につき1件（双胎であれば2件）とカウントし、妊娠22週以降の死産はカウントに含む。
10	4分娩・小児	4	3	ア	名称変更した医療法人や事業承継した医療機関の取扱いは如何。	ご指摘の場合でも支給対象となる。 「分娩取扱件数」の計算にあたっては名称変更や事業承継の前後で同一の施設として扱って差し支えない。
11	4分娩・小児	4	3	ア	以下のケースで支給対象となるか。 ①令和4年度までは分娩取扱あり、令和5年度以降は分娩取扱なし（婦人科として経営は継続） ②令和5年度は分娩取扱あり、令和6年度途中から分娩取扱中止（婦人科として経営は継続）	①令和6年度以降に分娩を取り扱っていない場合には支給対象外 ②令和6年度内あるいは令和7年度内に分娩取扱があればその後分娩取扱は中止していても支給対象となる
12	4分娩・小児	4	3	ア	令和6年度までは分娩取扱があるが、令和7年度に廃院が予定されている施設の取扱いは如何。	既に廃院が予定されている施設は、分娩取扱の状況にかかわらず支給対象外。
13	4分娩・小児	4	3	ア	令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を上回っている場合は、給付金の支給対象外となることであるが、令和2年度～令和4年度の間に、コロナ禍において積極的に分娩を引き受けていた場合や、近隣の分娩取扱施設の閉鎖を受けてやむを得ず分娩取扱を開始した場合など、相応の理由があったとしても、例外なく給付金の支給対象外となるのか。	一時的な患者数の増減が生じない期間と比較すべきと考えており、実施要綱に記載の通り対応いただきたい。
14	4分娩・小児	4	3	ア	周産期母子医療センター運営事業の交付を受ける病院が対象外となる理由如何。	本補正予算では既存の補助金事業の対象とならない施設に緊急的な支援を行うものであるところ、周産期母子医療センターについては別途、ご指摘の事業により運営費等の支援を行っているためである。
15	4分娩・小児	4	3	ア	実施要綱別紙4(3)事業の内容のAで、「分娩取扱に要する経費相当分の給付金」とあるが、分娩取扱に要する経費について、給付金申請の際に申告させる必要はあるのか。	本事業は給付金として1施設あたり病院または診療所については2,500千円、助産所については1施設あたり1,000千円と支給額を定めており、使途については定めていない。
16	4分娩・小児	4	3	ア	統合している医療機関の分娩件数はどう計算するのか。統合前の分娩件数と統合後の分娩件数を比較するという事でよいのか。	具体的な状況は様々なので個別にお問い合わせいただきたい。
17	4分娩・小児	4	3	ア	分娩取扱施設支援事業について、「分娩取扱件数」についての下限はあるか。	分娩取扱件数に下限は定めていない。
18	4分娩・小児	4	3	イ	実施要綱別紙4(3)事業の内容のイで、「令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額を控除した額を上限とする」とあるが、その他の収入額は具体的に何か。	ここでいう「その他の収入額」とは、原則として、現金収入のみに限定せず、評価額、徴収法定額等も含めるとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。 ① 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入 ② 契約違反による違約徴収金の収入 ③ 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額 ④ その他各補助金等の性質に応じた当該補助事業等に関する収入  なお、5. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び6. 地域連携周産期支援事業（産科施設）の項における「その他の収入額」についても同様である。
19	4分娩・小児	4	3	イ	総事業費、収入額については、計算用の資料の提出は必要ないか。また病院によって算出方法が異なることが考えられるが、統一した計算方法や様式の提示はあるか。	既存の運営事業と同様に、各都道府県において適切に確認いただきたい。
20	4分娩・小児	4	3	イ	「急激な患者数の減少等」とは、1件でも減少していれば対象となるのか。	令和5年度の患者数が平成29年度から令和元年度の平均を下回っていることをもって「急激な減少」と判断するものとしている。
21	4分娩・小児	4	3	イ	小児救急医療拠点病院について、地域医療介護総合確保基金を活用して補助（小児救急医療拠点病院運営事業）を行っている医療機関は、今回の小児医療施設支援事業は対象外となるのでしょうか。	支給対象となるが、地域医療介護総合確保基金の交付をうけた場合には控除すべき収入額に該当する。
22	4分娩・小児	4	3	イ	「15歳未満の小児の延べ入院患者数」は、「小児科部門の病床」に入院した患者だけでなく、他診療科の病床を含めた、施設全体の他診療科も含む病床に入院した小児の患者数という意味か。	費見の通り。
23	4分娩・小児	4	3		「小児医療施設支援事業」に関しては、小児科部門の総事業費を上限とされているが、「分娩施設支援事業」は上限はなく、支給対象の施設であれば支給額が満額支給されるという認識でよいのか。	「分娩取扱施設支援事業」については上限は定めていないが、支給額は予算の範囲内となる。

24	4分岐・小児	4	3		・国庫の負担割合をご教示ください。 ・補助の方法は、直接補助か、間接補助かどちらでしょうか。	・定額の給付金で国庫負担が10/10。 ・施設の開設者によりいずれの場合もある。
25	4分岐・小児	4	4	イ	・許可病床のうち、小児科部門の病床数はどのように算定するのか。 ・小児部門病床数として「小児入院医療管理料」を例示いただいているが、要綱では、「許可病床のうち小児科部門の病床」となっているが、2/19送付の事業概要の資料においては「専ら15歳未満の小児を入院させる病床数」となっていることから、施設基準1～3「15歳未満専用」が対象で、4、5は対象外という認識でよいのか。	・算定している小児に係る特定入院料など、小児科部門の病床である根拠を医療機関に記載してもらうことを想定している。 ・小児入院医療管理料1～3の施設基準にある小児専用病床でなく、施設基準4、5であっても、常時小児の入院用に確保している病床に限り対象となる。
26	4分岐・小児	4	4	イ	小児医療施設支援事業について、支給対象となる「小児科部門の病床数」に上限はあるのか	病床数の上限は定めていない。
27	4分岐・小児	4	4	イ	PICUにおいて、小児に特化した診療報酬上の管理料を算定はしておらず、特定集中治療室管理料を算定している場合であっても、小児の病床として算定対象としてよいのか。	小児加算を算定している、あるいは、PICUの病床数をHP等で公表しているなど小児専用の病床である根拠が示されれば対象となる。
28	4分岐・小児	4	4	イ	「小児科部門の病床」にNICUやGCUなどの新生児が入院する病床は含まれるのか。	NICUやGCUも含まれる。
29	4分岐・小児	4	4	イ	小児医療施設支援事業について、(3)イ(イ)における「対象経費」とは具体的に何か。	小児医療施設支援事業の(3)イ(イ)における対象経費は以下の通り。なお、同項における「総事業費」と同義である。 運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、光熱水料、燃料費、研究研修費、減価償却費、修繕料、資産減耗費、会議費等のうち、小児科部門に係るもの。
30	4分岐・小児	4	5	ア	令和6年度に産科医療機関確保事業補助金の交付を受けた施設はないが、令和7年度に交付申請を予定している施設がある。こうした施設も分娩取扱施設支援事業の給付対象となるものと考えているが、取扱いを御教示願いたい。	(訂正前) 令和6年度に本補正予算を申請する場合には分娩取扱施設支援事業の給付対象となる。 令和7年度に申請する場合には産科医療機関確保事業と、分娩取扱施設支援事業のいずれかの対象とする。  (訂正後) 令和6年度に産科医療機関確保事業の交付をうけていない場合には、令和7年度に同事業の交付を受ける場合でも、本補正予算における分娩取扱施設支援事業の支給対象となり得る。 大変恐縮ですが訂正致します。
31	4分岐・小児	4	5	ア	ここでのいう周産期母子医療センター運営事業とは、医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)交付要綱の「周産期母子医療センター運営事業」を指し、給付対象から周産期母子医療センターは外れるという認識でよいのか。	周産期母子医療センター運営事業の交付を受ける場合には、本事業の補助対象外とする。一方、周産期母子医療センターであっても、周産期母子医療センター運営事業による補助をうけていない施設については補助対象となり得る。
32	4分岐・小児	4	5	ア	②(周産期母子医療センターに該当するが、運営事業による補助は受けていない場合)県立病院は、補助対象となりますでしょうか。また、補助対象となる場合、補助スキームはどのようになりますか。県が実施する事業として、いただいた補助金を操出金とするスキームではなく、他の医療機関と同様に、「県から県立病院に対する補助」を行うスキームになることを懸念しています。	県立病院も支給対象となり得、直接補助として交付を行う。
33	4分岐・小児	4	5	ア	分娩取扱施設支援事業と小児医療施設支援事業のいずれも対象となる施設で、周産期母子医療センター運営事業の交付を受けている場合、分娩取扱施設支援事業のみ支給対象外で、小児医療施設支援事業は支給対象になるか。	貴見の通り
34	4分岐・小児	4	5	ア	「産科医療機関確保事業」の交付を受ける施設は、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)、地域連携周産期支援事業(産科施設)の給付の対象外とこのことだが、その具体的な内容如何。	産科医療機関確保事業は、分娩を取り扱う産科医療機関への財政的支援を行っているものである。  分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)については、産科医療機関確保事業のうち運営費の交付を受ける施設は給付の対象外とする。  地域連携周産期支援事業(産科施設)については、産科医療機関確保事業のうち運営費、施設整備費、設備整備費のいずれかの交付を受ける施設は給付の対象外とする。
35	4分岐・小児	4	5	イ	・回答様式において小児施設の「区分」を都道府県入力としている趣旨は、医療機関が自身が対象施設であると判断せずに事業計画を出してくる恐れがあるのではないかと。 ・(ウ)の「小児科を専門とする病院」は、要綱に記載の「二次救急」「休日夜間体制」「転送受入」に加え、小児科単科。入院患者の大多数が小児などどのように確認するのか。 ・入院患者の大多数が小児とは、どの程度を指すのか。	・「区分」については、小児中核病院・小児救命救急センター・小児救急医療拠点病院については、都道府県が認定あるいは指定するものと認識しており、本事業の対象施設については都道府県で判断いただくことを想定している。 ・「小児科を専門とする病院」は、本事業においては、「専ら小児を診療している病院」としており、程度として入院患者のうち概ね8割以上が小児である病院を想定している。
36	4分岐・小児	4	5	イ	(ウ) b 「小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること」の具体的な内容如何。	本要件は、休日夜間について原則常時診療体制を整えていることを求めるものである。
37	4分岐・小児	4	5	イ	小児について、令和6年度末に小児中核病院等に指定した医療機関は対象となるのか。	令和7年度までに指定されている医療機関は対象となる。
38	4分岐・小児	4	5		周産期母子医療センター運営事業の交付額のほうが少ない場合に、周産期母子医療センター運営事業の申請を取り下げた分娩取扱施設支援事業を申請することは可能か。	(訂正前) 可能  (訂正後) 既に令和6年度の周産期母子医療センターの運営費の交付を受けている場合には給付の対象外です。 大変恐縮ですが訂正致します。
39	4分岐・小児	4	6		実施要綱別紙4(6)アの別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」は参考様式という理解でよいのか。	貴見の通り
40	4分岐・小児	4	7	ア	「(7)給付金の返還について」の「ア給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合」について、「正当な理由」とはどのようなものか。廃院できない期間はいつまでか。	「正当な理由なく廃院する場合」については個別具体的な内容に応じて判断するものであるが、例えば、既に廃院を予定している施設は支給対象外とする。
41	5地分	5	3	①	分娩を休止している病院も対象か。	一時的に分娩の取扱を休止しているが、再開の目処が立っている場合には対象となる。
42	5地分	5	3	②	地域連携周産期支援事業の二次医療圏とは周産期医療圏ではなく、通常の二次医療圏のことかという理解でよいのか。また、「前年度末において」は令和5年度末という理解でよいのか。	周産期医療圏ではなく、通常の二次医療圏における施設数を定めている。 「前年度末において」は貴見の通り令和5年度末を指すため、その時点での状況において対象施設を判断された。
43	5地分	5	5		「地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)」について都道府県負担分については、交付税措置はあるのか。ある場合、文書等で明確にその旨示してほしい(財政当局への説明上必要)。	交付税措置はある。総務省自治財政局財政課令和6年11月29日事務連絡「令和6年補正予算(第1号)に伴う対応等について」により示している。
44	5地分	5	5		・自治体の、公立病院(市立、県立病院)も対象か。 ・その場合、市や県からの繰出金は「その他の収入額」に含むか。 ・(5)事業の交付額の説明中の「総事業費」とは、病院全体の事業費か。産科部門のみの事業費か。	・公立病院も対象である。  ・(訂正前)市や県からの繰出金は「その他の収入額」に含む。 (訂正後)「その他収入額」は繰出金が措置される前の金額とする。 大変恐縮ですが訂正致します。
45	5地分	5	5		5(5)事業の交付額①及び②の算定に使用する「総事業費」「対象経費の実支出額」「収入額」とは、いつ時点のものか。本県の場合、令和7年度に事業を実施する予定であるが、令和6年度の実績額により判断することになるのか。	・ここでの「総事業費」とは、あくまで産科部門の運営に係る経費の総計を指す。 貴見の通り

46	5 地分	5	5		実施要綱別紙5(5)事業の交付額①イ及び②イの「総事業費」とは、具体的に何を指すのか。	ここでの総事業費は産科の運営に係る事業を行うために必要なすべての経費を指す。 具体的には、 運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、光熱水料、燃料費、研究研修費、減価償却費、修繕料、資産減耗費、会議費です。
47	5 地分	5	5		実施要綱別紙5(6)イで、「分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。」とあるが、どのような調査への協力を想定しているのか。また、ここで言う「事業の実施状況」とは何か。	交付後の各施設の状況調査等を想定しており、具体的には調査時にお知らせする。
48	5 地分	5	6	ア	地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)の都道府県負担分の予算措置が未定である等の理由で、現時点において申請する事業の選択が未定の場合には、意向調査にはどのように回答すればよいか。	都道府県において予算措置の方向性を含め検討した上で、意向調査においても、重複がないよう申請する事業を選択の上で回答いただきたい。
49	6 地産	6	3	③	「分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難である」について、過去に分娩を取り扱っていた期間や、分娩取扱の中止時期に規定はあるか。	過去に分娩を取り扱っていたか否かは考慮しない。
50	6 地産	6	3	③	地域連携周産期支援事業(産科施設)について、「分娩取扱継続が現状困難だが、当該補助金の活用により施設・設備整備ができれば、分娩取扱を継続したいと考えている産科医療機関」は、補助対象としても差し支えないか。	分娩取扱の中止が予定されている場合には交付対象となり得る。 なお、分娩取扱を取扱っている、また継続する施設については、要件を満たす場合には本補正予算においては「地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)」への申請も検討いただきたい。ただしその場合、「地域連携周産期支援事業(産科施設)」へ同時に申請することはできない。
51	6 地産	6	3		設置基準の当該年度とは何年度の事か。	(訂正前) R6年度もしくは令和7年度。  (訂正後) 令和6年度。 大変恐縮ですが訂正致します。
52	6 地産	6	3		施設整備・設備整備は、令和6年度中に行っているものが対象か。 令和6年度に着工して7年度に工事等がまたがる場合は対象外か。	令和7年度に繰り越す場合でも、令和6年度内に、施設整備については契約した工事、設備整備については購入した物品が対象となる。 工事が令和7年度にまたがる場合も支援対象である。 なお、設備整備について、医療機器のリース代は対象経費とはしない。
53	6 地産	6	5		「都道府県が行う…事業」は、都道府県が補助対象機関として国の補助を受ける場合(県立病院など)、「都道府県が補助する…事業」は、都道府県が間接補助事業者として国の補助を受け、市町村や医療機関等に補助を行う場合、と理解すればよいか。	貴見の通り。
54	6 地産	6	5		6(5)交付額の算定方法の①及び②で、「この補助金の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。」とあるが、「アからイにより算出された額の合計額とする。」という趣旨として読めばよいか。	貴見の通り。
55	6 地産	6	5		実施要綱別紙6(5)事業の支給額で、「(注)支給額は、調整の上決定することもあり得ること。」とあるが、どのような場合に、誰が、どのような基準で調整し、決定するのか。	予算の範囲内で支給を行うため、申請状況に応じて、国において調整を行う。
56	6 地産	6	6	ア	「地域連携周産期支援事業(産科施設)」では、1施設が施設整備に係る補助金と設備整備に係る補助金の両方を同一年度に受給することは制度上可能でしょうか。	可能である。
57	6 地産	6	6	ア	1施設が「地域連携周産期支援事業(産科施設)」と、医療施設等施設整備費補助金交付要綱の交付対象事業(10)「分娩取扱施設設備整備事業」、及び、医療施設等設備整備費補助金交付要綱の交付対象事業(15)「分娩取扱施設設備整備事業」に係る補助金を、同一年度に合わせて受給することは制度上可能でしょうか。	分娩取扱施設設備整備事業は、分娩を取り扱う産科医療機関への財政的支援を行っているものである。 「地域連携周産期支援事業(産科施設)」と、既存の補助金事業の「分娩取扱施設設備整備事業」・「分娩取扱施設設備整備事業」を重複して受給することは不可。